

宇佐市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱

平成 27 年 2 月 16 日
告示第 17 号

改正 平成 29 年 3 月 13 日告示第 43 号 令和 2 年 3 月 12 日告示第 45 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、宇佐市内における再生可能エネルギー発電設備の設置を適切に誘導することにより、新エネルギーの導入を推進するとともに、良好な自然、景観及び生活環境との調和の確保と設置区域及びその周辺地域における災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する設備をいう。ただし、建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 再生可能エネルギー源を電気に返還する設備及びその附属設備設置行為（土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (3) 事業者 設置事業を行う者をいう。
- (4) 設置区域 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (5) 地元自治会等 設置区域及び隣接区域の自治会及びその他関係者をいう。
- (6) 建築物等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。

(適用を受ける事業)

第 3 条 この要綱の適用を受ける設置事業は、設置区域の土地の合計面積が 5,000 平方メートル以上であるもの（既に施工済みのもの又は施工中のものとの一体的に行う場合で、その合計面積が 5,000 平方メートル以上となるものを含む。）とする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地元自治会等と良好な関係を保つものとする。

2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元自治会等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

(地元自治会等への説明)

第 5 条 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、設置事業の施工内容等について、地元自治会等に対する説明会を開催し、理解を得るものとする。

(設置事業の協議)

第 6 条 事業者は、設置事業に着手する 30 日前までに、再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）協議書（様式第 1 号）の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議するものとする。ただし、樹木の伐採、切土、盛土、舗装その他土地の形質の変更を伴わない場合においては、第 5 号から第 8 号までに掲げる書類を省略することができる。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合に限るものとし、副本への添付は不要とする。）
- (3) 位置図

- (4) 土地利用計画図（縮尺 1 / 1,000 以上）
- (5) 造成計画平面図（縮尺 1 / 1,000 以上）
- (6) 土地造成計画縦断図（縮尺 縦 1 / 100 以上・横 1 / 1,000 以上）
- (7) 土地造成計画横断図（縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200）
- (8) 流量計算書
- (9) 排水施設構造図
- (10) 工作物設計図（平面図 立面図 断面図）
- (11) 字図（字図には、地番、所有者等を記入すること。）
- (12) 再生可能エネルギー発電事業説明会報告書（様式第 3 号）
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定による協議が完了した後に設置事業の内容を変更しようとするときは、その行為に着手する 30 日前までに、再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）協議書（様式第 1 号）の正本及び副本にそれぞれ前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出し、協議するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 設置区域の面積が縮小するとき。
- (2) その他市長が認めるとき。

（協議完了の通知）

第 7 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の協議が完了したときは、当該事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）協議書の副本及びその添付書類を添付して当該事業者へ送付するものとする。

（指導及び助言）

第 8 条 市長は、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、設置事業の施工について必要な指導及び助言を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

（完了届）

第 9 条 事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備設置完了届（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

（市の事務分担）

第 10 条 この要綱に基づく事務は、総合政策課が総括し、具体的な協議並びに指導及び助言については、宇佐市開発行為指導条例施行規則（平成 17 年宇佐市規則第 155 号）別表の担当窓口欄に掲げる課において担当するものとする。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日告示第 43 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 12 日告示第 45 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）協議書

年 月 日

宇佐市長

宛て

事業者 住所
氏名

印

（法人にあっては、事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

宇佐市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

届出内容

事業名	
発電設備の種別	1. 太陽光 2. 風力 3. その他（ ）
想定発電出力	k W
想定年間発電量	k W h
設置場所	宇佐市
設置区域の面積	m ²
事業開始予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
備考	

1. 発電設備の種別については、該当するものに○印を付けてください。
2. 変更の場合にあっては、変更前の届出書の副本及び当該変更に係る関係書類を添付してください。
3. 事業者の変更にあつては、事業者が変更されたことを証する書類を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画書

事業名	
1. 事業者の住所	
2. 事業者の氏名	TEL
3. 設計者の氏名	TEL
4. 発電設備の種別	1. 太陽光 2. 風力 3. その他（ ）
5. 想定発電出力	kW
6. 想定年間発電量	kWh/年
7. 設置場所	宇佐市
8. 設置区域の面積	m ²
9. 汚水排水処理施設の内容	
10. 汚水排水放流先名	
11. 雨水排水処理施設の内容	
12. 雨水放流先名	
13. 接続道路名及び幅員	
14. 給水施設の内容	
15. 都市計画区域	内・外 地域
16. 関係法令	①都市計画法 ②森林法 ③農地法 ④自然公園法 ⑤その他（ ）
17. その他	

再生可能エネルギー発電事業説明会報告書

事業名	
開催日	年 月 日（ 回目） 場所
説明者名	
参加者名	
説明会の状況（内容）	
地元自治会の意見、要望	
地元自治会の意見、要望への回答	

上記報告については、説明会の内容と相違ありません。

宇佐市長

宛て

年 月 日

事業者住所

事業者氏名

電話番号 () —

印

年 月 日

地元自治会名

地元自治会区長住所

地元自治会区長氏名

電話番号 () —

印

様式第4号（第8条関係）

処理状況報告書

年 月 日

宇佐市長

宛て

事業者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては、事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

宇佐市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第8条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1. 事業名等

事 業 名	
設 置 場 所	宇佐市
発 電 設 備 の 種 別	

2. 指導の内容

3. 処理状況の報告の内容

様式第5号（第9条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置完了届

年 月 日

宇佐市長

宛て

事業者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては、事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

宇佐市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 完了内容

事 業 名	
設 置 場 所	宇佐市
発 電 設 備 の 種 別	
設置事業完了の年月日	年 月 日

2. 添付書類

設置事業写真（施工前、施工中、施工後）